



2021年6月29日

各 位

会社名 富士紡ホールディングス株式会社
代表者名 取締役会長兼社長 中野 光雄
(コード番号：3104 東証第一部)
問合せ先 取 締 役 吉田 和司
(Tel : 03-3665-7612)

報酬諮問委員会の機能見直しに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年4月に設置した報酬諮問委員会の機能見直しを実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

2020年4月28日付「指名諮問委員会・報酬諮問委員会の設置に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社は、取締役および監査役の指名および報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制を充実させることを目的として、独立社外取締役を主要な構成員とする両諮問委員会を設置しました。経営陣幹部の選定・解職と取締役・監査役候補の指名等や、経営陣幹部・取締役の報酬等に関する事項については、取締役会が両諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえた上で、決議をしてきました。

今般、経営陣幹部・取締役の報酬等の決定プロセスの一層の透明性向上を図るため、報酬諮問委員会の権限と役割を明確化することといたします。

2. 内容

報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて答申するだけでなく、取締役の個人別の基本報酬（金銭報酬）の額については、取締役会からの委任により決定することとし、名称を報酬委員会に変更いたします。この権限を有するため、報酬委員会委員は取締役に限定することといたします。

指名諮問委員会につきましては、今般改定されましたコーポレートガバナンス・コードの要請事項を充足しており、権限や役割の見直しは実施いたしません。併せて指名委員会に名称を変更いたします。

3. 委員会の構成

委員会は、取締役会の決議によって選定された委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とします。委員長は、取締役会の決議により選定いたします。

従来からの上記構成に加え、報酬委員会委員については取締役の中から、取締役会の決議により選定することといたします。

4. 変更実施日

2021年6月29日

以 上